

大阪府の「高利貸し特区」構想に反対する緊急抗議声明

大阪府は、平成22年7月6日、「小規模金融特区構想」を発表した。

この構想は、大阪府を「金利解放エリア」とすると標榜し、具体的には、認証貸金業制度を創設し、認証貸金業者については、1年以内の短期貸付及び20万円以下の少額貸付の上限金利を年29.2%へと緩和するとともに、年収3分の1を超える貸付を原則禁止とした貸金業法の総量規制についても、50万円以下の少額貸付等について例外を設けるというものである。

しかしながらかかる構想は、総量規制及び金利引下げにより多重債務者の発生を抑制するとの改正貸金業法の趣旨を完全に没却するものであり、到底容認できない。

そもそも、大阪府には行政として、国の多重債務問題改善プログラムに基づき、総量規制により資金需要を満たすことができない債務者に対して、適切な相談窓口へ誘導するとともに、低利のセーフティネット貸付制度を充実させることが求められている。大阪府にはかかる責務が存するにも関わらず、高利貸金業者にセーフティネットを丸投げしようとしており、行政の職責を放棄するものと言わざるを得ない。相談支援体制構築の原資を借金に苦しむ債務者から徴求した金利に求めるとする構想なども、本末転倒である。

今般の貸金業法改正は、平成22年6月18日に完全施行されたばかりであり、完全施行による影響は未だ検証されておらず、これを理由とする今回の特区構想には何ら合理性を見いだせない。

さらに、大阪府の構想では、市場原理に基づく貸金市場の実現を図るとするが、貸金業者と債務者との間で市場原理による適正な金利の実現が期待できないことは、金利規制の歴史からも明らかである。そして、同構想における少額または短期の例外貸付けを認めるなどの議論は、平成18年12月の貸金業法改正の際や、その後の見直し議論においても議論が尽くされた上、排斥されたものばかりである。

このように大阪府の「高利貸し」特区構想は、貸金業法改正前の状況に逆戻りさせるものであり、大阪府下から、全国に新たな多重債務被害を発生・拡散させることとなる愚策としか評価できない。これまで多重債務問題に真摯に取り組んできた大阪府の名声を地に貶めるものである。

改正貸金業法や多重債務者救済に逆行する大阪府の「高利貸し特区」構想は到底容認できるものではなく、ここに断固反対する旨を表明するとともに、同構想の提案を直ちに撤回するよう大阪府に強く求めるものである。

2010（平成22）年7月9日

全国クレジット・サラ金問題対策協議会
代表幹事 弁護士 木村達也